

吸収分割株式会社・吸収分割承継会社の 事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号, 同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2016 年 7 月 1 日

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

株式会社 J E R A

会社法第 791 条第 1 項第 1 号，同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項
(吸収分割に係る事後開示事項)

2016 年 7 月 1 日

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

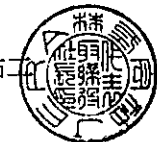
勝野



東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

株式会社 J E R A

代表取締役社長 垣見 祐二



中部電力株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 J E R A（以下「承継会社」といいます。）は、2016 年 5 月 23 日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2016 年 7 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社が営む燃料調達事業、燃料上流事業、海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いましたので、本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号，同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項を下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2016 年 7 月 1 日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2，第 785 条，第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 の規定に基づき、本件吸収分割をやめることを請求することができる株主はおらず、該当する請求は行われておりません。

- (2) 本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、分割会社の株主には株式買取請求権はありません。そのため、分割会社は同法第 785 条の規定に基づく株主に対する通知又は公告は行っていません。
- (3) 分割会社には、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定により新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者は存在しません。そのため、分割会社は、同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく新株予約権者に対する通知又は公告は行っていません。
- (4) 分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2016 年 5 月 24 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知っている債権者への個別の催告は行っていません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 本件吸収分割に際し、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
- (2) 承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2016 年 6 月 10 日付で、株主に対し通知を行いました。同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2016 年 5 月 24 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知っている債権者への個別の催告は行っていません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割会社は、本件吸収分割契約の定めに従い、対象事業に関する権利義務を承継会社に承継させました。その詳細は別紙のとおりであります。

このうち承継会社が承継した資産及び負債の額（概算値）は、以下のとおりであります。

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	537 億円	流動負債	1 億円
固定資産	1,712 億円	固定負債	—
合計	2,249 億円	合計	1 億円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2016 年 7 月 1 日 (予定)

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

- (1) 本件吸収分割に際し、承継会社の資本金及び準備金の額は増加しておりません。
- (2) 承継会社は、本件吸収分割に際し、新たに発行した普通株式 45 万 2,000 株を分割会社に交付いたしました。
- (3) 分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以上

本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した対象事業に関する権利義務
(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

1. 資産

(1) 流動資産

①現金（預金）

53,436,045,387 円

②対象事業に属するその他の流動資産。但し、本件効力発生日以前の分割会社の事業活動に伴う開発報酬受入れに係る売掛金を除く。

(2) 固定資産

以下の法人の株式又は持分を含む対象事業に属する固定資産。

①燃料調達事業

i) Chubu US Energy Inc.

ii) 日本インドネシア・エル・エヌ・ジー株式会社

②燃料上流事業

i) Chubu Electric Power Australia Pty Ltd

ii) Chubu Electric Power Company Global Resources B.V.

③海外発電・エネルギーインフラ事業

i) Chubu Electric Power Company International B.V.

ii) Chubu Electric Power Company U.S.A. Inc.

iii) Chubu Electric Power Company Freeport, Inc.

④火力発電所のリプレース・新設事業

株式会社常陸那珂ジェネレーション

2. 負債

(1) 流動負債

対象事業に属する流動負債。但し、本件効力発生日以前の分割会社の事業活動に伴う開発報酬受入れに係る諸前受金を除く。

(2) 固定負債

該当なし。

3. その他の権利義務等

以下の契約における分割会社の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、以下に特段の記載があるもの、雇用契約、並びに分割会社が関係会社等のために行った保証（契約上の金銭債務及び義務履行に係るものを含むが、これらに限られない。）及びプロジェクトファイナンス組成を目的として行った出資確約に係るものを除く。

(1) 燃料調達事業

燃料調達事業に属する、売買契約、輸送契約、守秘義務契約その他一切の契約。

(2) 燃料上流事業

燃料上流事業に属する，業務委託契約，守秘義務契約その他一切の契約。

(3) 海外発電・エネルギーインフラ事業

海外発電・エネルギーインフラ事業に属する，業務委託契約，守秘義務契約，派遣契約，技術サービス契約その他一切の契約。但し，効力発生日以前の分割会社の事業活動に伴う開発報酬戻入に係る契約及び以下の案件に関する一切の契約を除く。

- ①オマーン・イブリ・ソハール3ガス火力IPPプロジェクト
- ②サウジアラビア・ファディリコジェネレーションIPPプロジェクト
- ③マレーシア・パーム椰子房バイオマス発電プロジェクト
- ④アジア環境ファンド

(4) 火力発電所のリプレース・新設事業

株式会社常陸那珂ジェネレーションとの間の2014年3月14日付限度貸付契約

以上



本書は原本と相違がないことを証明します。

平成28年7月1日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

勝野 哲



社長執行役員

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

株式会社 J E R A

代表取締役社長

垣見 祐二



